

平成 20 年

第 3 回市議会定例会 議案第 32 号

函館市土地開発公社定款の変更について

民法（明治 29 年法律第 89 号）および公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 47 年法律第 66 号）の一部改正に伴い規定を整備するため、公有地の拡大の推進に関する法律第 14 条第 2 項の規定により、函館市土地開発公社定款を次のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

平成 20 年 9 月 8 日提出

函館市長 西 尾 正 範

函館市土地開発公社定款の変更

函館市土地開発公社定款の一部を次のように変更する。

第 7 条第 3 項中「民法（明治 29 年法律第 89 号）第 59 条」を「公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 47 年法律第 66 号）第 16 条第 8 項」に改める。

附 則

この定款は、北海道知事の認可のあった日から施行する。

（根拠規定）

公有地の拡大の推進に関する法律第 14 条第 2 項